

令和2年9月18日

与謝野町商工会 会員各位  
与謝野町観光協会 会員各位

与謝野町商工会  
与謝野町観光協会

## Go Toトラベル「地域共通クーポン」説明会のご案内

新涼の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、与謝野町商工会・与謝野町観光協会の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在GoToトラベルキャンペーンがスタートしております。また10月1日からは「地域共通クーポン」の取扱いも開始されますが、「地域共通クーポン」は観光事業者にとどまらず、広く地域の事業者の皆様へたいへんメリットのある政策です。

与謝野町商工会、与謝野町観光協会としまして、「地域共通クーポン」の詳細や申請等の手続についての「合同説明会」を下記の日程にて開催いたしますので、是非、この機会に「地域共通クーポン」へのご理解を深めていただき、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

### GOTO トラベル「地域共通クーポン」説明会

日時：9月25日（金）10:30～11:10（説明20分、質疑応答20分の予定）

場所：与謝野町商工会 本所（与謝野町字四辻150）

※海の京都DMO、与謝野町観光協会による説明

※ 説明会参加希望の方は、**9月24日（木）までに** FAX もしくは電話にて与謝野町商工会までお申込み下さい。（与謝野町商工会 Fax：0772-42-0737、Tel：0772-43-1020）

### Go Toトラベル「地域共通クーポン」説明会 参加申込書

Fax:42-0737

事業所名			
参加者氏名			
所在地			
TEL		FAX	

## 「地域共通クーポン」取扱店舗の募集について(GoToトラベル事業)

このたび GoToトラベル事業の一環として、「地域共通クーポン」の取扱を  
10月1日より開始することが決まりました。

「地域共通クーポン」とは、旅行者が旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く利用できる商品券のようなものです。

(宿泊代金のうち15%相当の金額・有効期間：日帰りは当日のみ・宿泊は宿泊日と翌日)

この「地域共通クーポン」を旅行者に利用してもらうためには、事前に各事業所で取扱店舗の登録手続きが必要です。希望される事業所は、登録手続きをお願いいたします。

なお、詳細につきましては特設ページをご確認ください。

★事業者用の特設ページ : <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

### ●「地域共通クーポン」取扱店舗申請: 令和2年9月8日～ 随時受付

※登録完了後マニュアル、販促ポスター等が送付されます。(掲示した写真等の提出が必要)

### ●「地域共通クーポン」取扱開始日: 令和2年10月1日～

### ●申請方法

#### ①特設ページより申請

★申請ページ : <https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/> (公式ページ内)

#### ②郵送による申請 ⇒特設ページでの申請に比べて手続きに時間がかかるようです。

★〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目24番14号

「GoToトラベル 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」

※郵送による申請を希望する方は書類を商工会にて準備しています。

#### ③商工会による登録代行申請

★窓口にある必要書類を準備していただければ、まとめて商工会で入力申請します。

(週末ごとにまとめての申請になりますので、時間がかかります事をご了承下さい)

※ Go To Eat キャンペーン事業の対象となる「飲食店」については、申請後に GoTo Eat キャンペーン事業の登録を受けていることを証する書類の提出が必要です。申請を先行された場合は、GoTo Eat キャンペーン事業の登録が完了次第、スムーズに本登録が完了します。

(Go To Eat キャンペーン事業については、別途申込が必要)

### ●申請に必要な書類

- ・地域共通クーポン取扱店舗登録申請書
- ・登録希望店リスト
- ・GOTOトラベル事業 参加同意書
- ・口座確認書(事業者用)
- ・口座情報が確認できる書類(通帳の写し・表を開いた見開きページ)
- ・日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類

(確定申告書、納税証明、営業許可等公的機関から発行される書類の写しをどれか1つ)

### ●問合せ先: GoToトラベル事業コールセンター

TEL : 0570-017-345 (受付時間 10時～19時 年中無休)

03-6747-3986(IP電話 受付時間は上記と同じ)

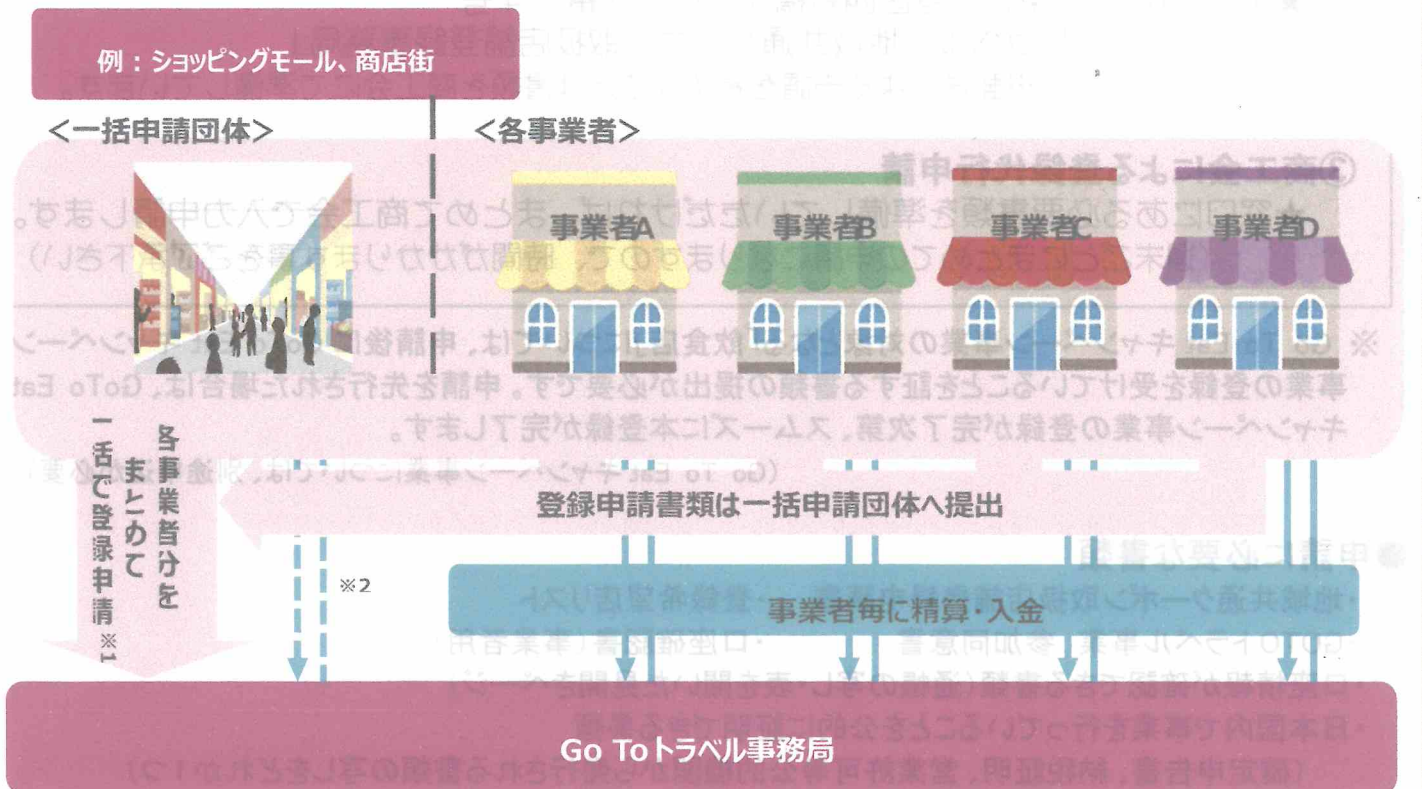


●1つの事業主で登録申請する場合(登録申請:事業者毎/精算:事業者毎)



※フランチャイズ加盟店をお持ちの事業者様(フランチャイズ本部)はパターン①にて加盟店・直営店をまとめて申請いただくことも可能です。

●団体で登録申請する場合(登録申請:一括 商工会/精算:事業者毎)



※1:一括申請団体が自らの直営店舗を登録しようとする場合には、併せて提出が必要です。

※2:一括申請団体が自らの直営店舗を登録した場合には精算が必要です。